

バス停留所の安全性確保対策に係る FAQ（よくある質問）

Q 1. バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表に掲載されているバス停はどのような意味があるのか。一覧表中の判定結果の A、B、C とは何か。

A 1. 国土交通省から発出された通達及び事務連絡に基づき、バス事業者に調査を行って抽出基準に該当すると報告のあったバス停のうち、関係機関で構成する「三重県バス停留所安全性確保合同検討会」（以下「検討会」と言います。）において安全性確保対策を講じることが必要と確認されたバス停を掲載しています。

バス停留所の安全上の優先度判定（A、B、C の各ランク）については[こちら](#)をご覧ください。優先度の高い順に A、B、C となっております。

Q 2. 「三重県バス停留所安全性確保合同検討会」とは何か。

A 2. 上記の通達に基づき設置された関係機関による検討会であり、交通安全上問題のあるバス停の調査、情報共有及び安全対策の検討等を行います。

構成員は中部運輸局三重運輸支局、三重県警察本部、中部地方整備局（北勢国道事務所）、三重県、県内の関係市町、公益社団法人三重県バス協会及び関係バス事業者等です。

Q 3. 今後、どのような安全対策が取られていくのか。

A 3. 当面の措置として、車内アナウンスやバス停への注意喚起等の「ソフト対策」を行うよう検討会事務局からバス事業者に要請しています。

今後、バス事業者が所轄警察署及び道路管理者又は地権者と協議し、バス停の移設、廃止、ハード対策等について検討することとなり、調整がついたバス停から順次、安全対策が実施されます。

なお、バス停の移設は移設先の道路管理者又は地権者の同意や占用許可が必要なほか、バス停の廃止は利用者利便の低下が懸念されます。また、ハード対策は関係者との計画策定や予算措置等が必要になり、いずれも調整に一定の時間がかかることが想定されます。

バス停の安全対策は検討会でも随時共有され、定期的に検討会を開催して安全対策に係る進捗状況や今後の対応等を協議することとしております。

Q 4. 普段利用しているバス停がリストに掲載されているので、早く対応してほしい。

A 4. 安全対策は、基本的に優先度の高い A ランク→B ランク→C ランクの順で検討されます。

B ランク、C ランクでも交通量が多い等の理由で事故の危険性が高いと思われる場合、優先して対応して行くこととします。

Q 5. 安全対策はいつまでに完了する見込みなのか。

A 5. 個々のバス停の立地状況や利用状況、周辺の環境にもよりますので、一概にはお示しできかねますが、横断歩道や交差点に近接するバス停に起因する交通事故を防止するため、優先度の高いものから可能な限り早期に実施したいと考えております。